

仕 様 書

1 対象業務及び所在地

(1) 対象業務

北野まちづくりセンター及び連合会館警備業務

(2) 所在地

札幌市清田区北野4条2丁目8-28

2 履行期間

令和7年10月1日17時15分から令和12年10月1日8時45分まで

3 警備実施時間

17時15分から翌日8時45分までとする。

また、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日（12月29日～1月3日）（以下、「休日等」という。）は、午前8時45分から翌日の午前8時45分までとする。

ただし、休日等に庁舎を使用する場合は、その時間を除くものとする。

4 業務の内容

(1) 北野まちづくりセンターの有線通信機器による機械警備

(2) 火災、不法侵入、盗難等の事故発見及び初期処置並びに連絡

(3) その他、警備の遂行にあたって必要な事項で、委託者と受託者の協議のうえ決定し、文書確認された事項

5 警備機器の設置

受託者は、本仕様書に定めた庁舎に、警備時間中における異常の有無を感知し、受託者の警備基地局において事実を速やかに正確に把握し得る自動警報機器を設置すること。

また、受託者の警備基地局の受信装置との間の電話回線は、断線時に対応できる機能と同等の安定性、安全性を持つ通信回線とすること。

なお、警備機器の設置・撤去に要する一切の費用は、受託者の負担とする。

本契約の目的のために設置した機器類のセキュリティカードについては、委託者とも協議のうえ、必要枚数を用意すること。

6 警備業務の対処

(1) 警備時間中、受託者は管制担当者を定め、受託者の本部に設置される機器表示盤により庁舎の異常の有無を間断なく監視し、安全を確保する。

(2) 受託者は、警備時間中、前記(1)による方法で庁舎に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を庁舎に急行せしめ、異常事態の確認を行い、必要な処置を執るものとする。

7 設置機器の保守管理等

- (1) 受託者は、前記5に定める機械設備に関し、常時受託者の本部において正常動作を確認するとともに毎月1回の保守点検を行い、当該施設長に報告書を提出すること。万一、警報機器の故障により作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講じるものとする。
- (2) 受託者が設置した警報機器等の工事配線については、契約期間中、本契約業務遂行に支障が生じた場合は、受託者の負担により補修するものとする。

8 機器のき損・紛失

前記7にかかわらず、委託者は契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した機器・部品をき損・紛失した場合は、その実費を受託者に支払うものとする。

9 契約の終了、中途解約における機器の撤去

契約終了後、または中途解約時において、委託者の物件に設置された機器・部品の撤去に係る費用は、受託者の負担とする。

10 原状回復の義務

受託者は、機器の設置・修繕または撤去等にかかわる工事に伴い、委託者の物件に損害を与えた場合は、原状に回復しなければならない。

11 鍵の保管・管理

- (1) 業務の実施にあたり必要な鍵は、事前に借用書(別添様式)を委託者に提出し、委託者から貸与する。
- (2) 貸与された鍵は、受託者の責任で管理し、紛失や破損等がないよう十分に注意するとともに、委託者に無断で複製してはならない。
- (3) 万が一、紛失や破損等した場合は、委託者へ速やかに報告し、指示に従うこと。この場合、鍵の交換費用は受託者が負担すること。
- (4) 履行期間終了後、貸与された鍵は、速やかに委託者へ返却すること。

12 報告等の義務

- (1) 受託者は、月次警備業務実施報告書を作成し、完了届とともに委託者へ提出すること。
- (2) 庁舎に異常事態が発生し、緊急要員が当該物件に急行した場合等は、速やかに当該施設長に文書をもって報告し、必要に応じ要請を受けること。

13 従業員の具備条件

業務の性質上、警備員の履歴については十分に留意すること。業務の実施において、有資格者の配置が義務付けられている場合は、有資格者である旨の確認書を委託者へ提出すること。

14 環境の配慮について

本業務の履行においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。

15 その他

この仕様書に定めのない事項については、相互に協議調整し、改善を図るものとする。